

第5回 自動車関係税制に関する研究会

【開催日時等】

- 開催日時：平成22年7月15日（木）17：00～18：50
- 場 所：総務省7階 省議室
- 出席者：神野座長、小西座長代理、井手委員、大塚委員、勝原委員、
佐藤委員、塩入委員、勢一委員、目黒委員、渡井委員
渡辺副大臣、岡崎自治税務局長、滝本審議官
環境省 山本自動車環境対策課長 石飛環境経済課長
事務局：山崎都道府県税課長、内藤市町村税課長

【議題】

- (1) 資料説明
- (2) 意見交換

【配付資料】

- 資料1 自動車関係税制に関する環境省関連制度について
- 資料2 検討課題

【環境省及び事務局説明】

- 環境省より、配付資料1に基づき説明。
事務局より、配付資料2に基づき説明。

【意見交換（概要）】

- 公害健康被害の補償に必要な財源の一部に相当する額を、自動車の製造者ではなくユーザーが負担している現在のスキームについては改めて必要性や合理性を整理しておかなければならないのではないかと。
- また、そもそも財源に充てる税収を車体課税によるか燃料課税によるかの検討も必要ではないかと。
- 現在では排ガス性能についてはかなり改善が進んでいることを考えると、燃費性能と排ガス性能が技術的にトレードオフの関係であるならば、排ガス性能は税制上のインセンティブよりも規制によることで性能向上を図るべきであり、今後は燃費性能にウエイトを置くよう誘導することも効果的ではないかと。
- 自動車重量税創設時に自動車は環境に悪影響を及ぼすことを前提として、

その費用負担の観点から課税するという議論があった経緯は、自動車関係税に環境の視点を入れるという議論に合致するのではないか。

- 自動車税を財産税的性格と位置づけるのであれば、税負担水準が自動車そのものの価格に結びつけられる形が望ましいのではないか。
- 自動車関係税における営業用と自家用における税率格差の問題については、固定資産税では償却資産について事業用のみに課税しているのに対し、自動車関係税では営業用の税負担水準が低くなっていることを踏まえて、理論的な整理が必要となるのではないか。
- 自動車重量税が車検時に複数年分の税額の徴収を行うのに対し、自動車税が毎年賦課することとの理論的な位置づけの違いを整理しておくことが必要ではないか。
- 現在のエコカー減税等で用いられている燃費性能については相対値を用いているが、絶対値ではなく相対値を用いることによるCO₂削減の効果についての検証が必要ではないか。

【次回の予定】

平成 22 年 8 月 30 日（月） 13:00～

（以上）